

寄りそう
話しあう
そこから始まる。



障害のある人への合理的配慮の提供が義務になりました。

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合の「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。令和6年4月1日施行の「改正障害者差別解消法」では、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務と定められています。

障害のある人への合理的配慮の提供には、相手に寄り添い、何に困っているかを理解しようとする姿勢が大切。
対話によって“こまりごと”を理解し、できるかぎり寄り添いましょう。

障害のある人の
要望に寄り添い、
話し合きましょう

お互いの
立場や事情を
理解しましょう

対応が難しい場合は
本人に理由を説明して、
代替案を考えましょう

〇〇の配慮をしてもらいたいのですが

〇〇が必要なのですね
ただ、△△の事情があるので・・・

そうか、お店にもそんな事情があるのか・・・

障害のある人だと確かに利用しづらい・・・

〇〇は難しいですが、□□をさせて
いただくということではいかがですか？

うれしいわ!それでお願ひします

補助犬とユーザーはどこでも一緒

店舗や施設等で、補助犬を同伴しての利用を拒否してはいけません。
身体障害者補助犬法・障害者差別解消法で定められています。



障害の医学モデルと社会モデルって？

医学モデルとは、障害や不利益・困難の原因が個人の心身機能であるという考え方です。それに対して、社会モデルとは、障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みが原因であるという考え方です。障害を社会モデルの視点で捉え、障害を取り除いていくのは社会の責務です。

障害者の差別解消や合理的配慮の提供について詳しくは・・・

もっと知ろう!

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



実際にどんな対応ができるの？

障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

